

## 豊橋市における特別障害者手当等の支給に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の重度障害者の福祉の向上を図るために支給する特別障害者手当等に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、特別障害者手当等とは、法定分手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当をいう。以下同じ。）に付加して支給する手当（以下「手当」という。）をいう。

2 この要綱において「A種重度障害者」とは、法定分手当の認定を受ける者であつて、かつ、愛知県在宅重度障害者手当支給規則（昭和45年愛知県規則第29号。以下「規則」という。）第2条第1項の障害程度に該当するものをいう。

3 この要綱において「B種重度障害者」とは、法定分手当の認定を受ける者であつて、かつ、規則第2条第2項第1号又は第2号の障害程度に該当するものをいう。

### (支給要件)

第3条 手当は、次に掲げる要件を満たすA種重度障害者及びB種重度障害者に対して支給する。

(1) 本市内に住所を有していること

(2) 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の障害を支給事由とする給付若しくは所得若しくはその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の「有無及び数又は受給資格者の配偶者の所得若しくは受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養親族者で当該受給資格者の生計を維持する者の所得若しくはその者の扶養親族等の有無及び数が、法第17条、第20条から第23条まで、第26条の2、第26条の4、第26条の5又は昭和60年法律第34号附則第97条第2項の規定に基づく法定分手当の支給を受けられるものであること。

(3) その他福祉事務所所長が特に必要だと認めること

### (認定)

第4条 受給資格者は、その受給資格について、福祉事務所長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の請求は、法定分手当の受給資格の認定の請求に係る特別障害者手当等認定請求書の提出によって行われたものとみなす。

(認定の通知)

第5条 福祉事務所長は、認定の請求があった場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に豊橋市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第7条第2項に規定する特別障害者手当等認定通知書を交付しなければならない。

2 前項の特別障害者手当等認定通知書の支給手当月額欄は、法定分手当と手当のそれぞれの支給手当月額を合算した額を記載するものとする。

(認定の却下通知)

第6条 福祉事務所長は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、事務取扱要領第8条に基づく特別障害者手当等認定請求却下通知書でその旨を通知しなければならない。

(手当の支給)

第7条 福祉事務所長は、手当の受給資格の認定をした者に対して、予算の範囲内において手当を支給する。

2 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、愛知県特別障害者手当等支給費補助金交付要綱第3条に定める補助基準額とする。

3 手当の支給は、受給資格者が第4条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

4 受給資格者が、災害その他やむを得ない理由により第4条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後、15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始まる。

5 手当は、5月、8月、11月及び2月の4期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

6 手当は、法定分手当に合算して支給する。

(手当の額の改定)

第8条 B種重度障害者であるとして受給資格の認定を受けている者がA種重度障害者に該当するに至つた場合における手当の額の改定は、その者がA種重度障害者

に該当するに至ったことにつき、事務取扱要領第14条に規定する特別障害者手当等氏名・住所等変更届（以下「変更届」という。）を提出した日の属する月の翌月から行う。

2 A種重度障害者であるとして受給資格の認定を受けている者がB種重度障害者に該当するに至った場合における手当の額の改定は、その者がB種重度障害者に該当するに至った日の属する月の翌月から行う。

（支給の停止）

第9条 福祉事務所長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が、法第20条又は第21条の規定により、法定分手当の支給を停止されているときは、手当を支給しない。

（支給停止の通知）

第10条 福祉事務所長は、前条の規定により手当の支給を停止しようとするときは、当該受給資格者に、事務取扱要領第11条に規定する特別障害者手当等支給停止通知書を交付すること。

（氏名、住所、振込口座変更の届出）

第11条 受給者は、住所、氏名、振込口座を変更したときは、変更届を福祉事務所長に提出する。

（障害種別の変更の届出）

第12条 受給者は、障害種別（A種重度障害者又はB種重度障害者のいずれであるかの区別をいう。）に変更があったときは、速やかに、変更届を福祉事務所長に提出する。

（受給資格喪失の届出）

第13条 受給者は、第3条に定める支給要件に該当しなくなったときは、速やかに、事務取扱要領第15条に規定する特別障害者手当等資格喪失届を福祉事務所長に提出する。

（死亡の届出）

第14条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、事務取扱要領第15条に規定する特別障害者手当等死亡届及び未支払特別障害者手当等請求書を福祉事務所長に提出する。

（受給資格喪失の通知）

第15条 福祉事務所長は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者（その者が死亡した場合にあっては、前条に規定する死亡の届出義務者とする。）に、事務

取扱要領第15条に規定する特別障害者手当等資格喪失通知書でその旨を通知しなければならない。

(準用)

第16条 第11条から第14条及び前条の規定は、受給資格の認定を受けた者であって、第9条の規定により手当の支給を受けていないものについて準用する。

2 第15条の規定は、前項に規定する者に関する通知について準用する。

(不正利得の返還)

第17条 福祉事務所長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。